

議案第 27 号

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例

川崎市青少年科学館条例（昭和 46 年川崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生田緑地内」を「柘形 7 丁目 1 番 2 号」に改める。

第 12 条を第 17 条とする。

第 11 条第 4 項を次のように改める。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。

第 11 条を第 16 条とする。

第 10 条中「き損」を「毀損」に改め、同条ただし書中「やむを得ない」を「委員会がやむを得ない」に改め、同条を第 15 条とする。

第 9 条中「委員会」を「指定管理者」に、「断わり」を「断り」に改め、同条を第 14 条とし、第 8 条を第 13 条とする。

第 7 条中「第 5 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に、「第 5 条の 2 第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に改め、同条を第 12 条とし、第 6 条を第 11 条とする。

第5条の2第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条を第10条とし、第5条を第9条とする。

第4条の次に次の4条を加える。

（指定管理者）

第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に科学館の管理を行わせる。

- (1) 科学館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、科学館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った科学館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、科学館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 科学館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 科学館の広報活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、科学館の管理に関する事務のうち、委員会が必要と認める業務

（開館時間及び休館日）

第8条 科学館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする、ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前9時30分から午後5時まで
休館日	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

別表第1中「（第5条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

別表第2中「（第5条の2関係）」を「（第10条関係）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第4条の次に4条を加える改正規定（第5条（指定管理者に科学館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は公布の日から、第11条の改正規定（同条を第16条とする部分を除く。）は平成24年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

青少年科学館の管理の一部を指定管理者に行わせることとすること、博物館法の一部改正に伴い、青少年科学館協議会の委員に係る委嘱又は任命の基準を改めることとすること等のため、この条例を制定するものである。